破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿児島市下福元町8935番地２　ハイツユニバーシティ401号
破産者　柳田　好史
１　破産債権の届出期間　平成23年７月５日まで
２　一般調査期日　平成23年８月23日午後２時
平成23年６月14日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
大阪府泉南市信達市場2652番地の19、開始決定時の住所大阪府泉南市信達市場1548番地の２
破産者　桝野　辰矢
１　破産債権の届出期間　平成23年７月14日まで
２　一般調査期日　平成23年９月20日午後１時30分
平成23年６月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
札幌市北区あいの里３条６丁目10番１―715号
破産者　武田　賢介
１　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
２　一般調査期日　平成23年８月29日午後３時30分
平成23年６月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２６号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地２棟305号、前住所大阪府阪南市石田533番地の22
破産者　口元　弘喜
１　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
２　一般調査期日　平成23年９月13日午後２時
平成23年６月15日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
大阪府和泉市唐国町１丁目11番31―103号、前住所大阪府和泉市唐国町２丁目12番25号
破産者　前薗　　強
１　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
２　一般調査期日　平成23年９月６日午後２時
平成23年６月15日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
山口県萩市大字堀内155番地２
破産者　一宮　　司
１　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
２　一般調査期日　平成23年９月９日午後２時30分
平成23年６月14日　　山口地方裁判所萩支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第６２０８号
大阪府東大阪市川田３丁目９番６号
破産者　アクアスポーツ株式会社
１　期日　平成23年７月13日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１２５６号
大阪府東大阪市喜里川町11番３号
破産者　田中　丈稔
異議申述期間　平成23年８月４日まで
平成23年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１号
熊本県宇城市三角町三角浦928番地の１
破産者　有限会社茂徳汽船
異議申述期間　平成23年８月８日まで
平成23年６月15日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３２号
熊本県上天草市大矢野町登立12087番地５
破産者　千原　　聡
異議申述期間　平成23年８月８日まで
平成23年６月15日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３４号
熊本県上天草市大矢野町登立12087番地１
破産者　千原　　司
異議申述期間　平成23年８月８日まで
平成23年６月15日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4844番地３
破産者　日向野和男
異議申述期間　平成23年８月15日まで
平成23年６月14日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０２９号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目１番７号
清算株式会社　ニイウスメディカルシステム株式会社
代表清算人　今村　修二
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、ニイウス株式会社を除く各協定債権者に対し、現資産から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額を、その債権額（ただし、各協定債権者の債権額は、別紙記載のとおりとし、利息、遅延損害金その他は含まないものとする。）に応じて按分して支払うとともに、ニイウス株式会社を除く各協定債権者は、清算株式会社に対し、前記支払を受けたときをもって、前記支払金額を控除した残余の債権、利息債権及び遅延損害金その他の一切の債権を放棄する。
２　ニイウス株式会社は、清算株式会社に対する売掛金債権19億9080万円を放棄する。
３　第１項に基づく弁済は、協定債権者が指定する銀行預金口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各協定債権者が前項の弁済後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
５　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の１
再生債務者　有限会社岡山県ブロイラー
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月26日から平成23年９月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（再）第２号
岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の１
再生債務者　岡山県食鶏農業協同組合
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月26日から平成23年９月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

債権者集会招集

平成２３年（再）第２号
北海道浦河郡浦河町荻伏町492番地の１
再生債務者　ファーマーズジャパン株式会社
債権者集会
１　期日　平成23年７月13日午前９時
２　会議の目的　再生債務者の財産状況の報告
平成23年６月10日
札幌地方裁判所民事第４部

再生計画変更

平成２０年（再）第１号
新潟県上越市板倉区別所865番地
再生債務者　新進開発株式会社
１　主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
２　理由　決議に付され可決された本件変更計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月14日　新潟地方裁判所高田支部